

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。  
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

令和8年6月1日

関係事業主 殿

[登録番号: 第96号 有効期間: 令和11年3月30日]

長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会  
(一社) 大町労働基準協会  
各労働基準協会

# 石綿作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、石綿等<sup>注</sup>を取り扱う作業又は都道府県労働局長の許可を受けて石綿等を試験研究のため製造する作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、その者に作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。(労働安全衛生法第14条)

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、これからの石綿ばく露防止対策の重点が、石綿等の使用されている建築物又は工作物の解体、破碎、改修等の作業になってきていることから、主として建設業の方を対象とした標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。(建設業以外の方も受講できます。)

注) 「石綿等」とは、石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物をいいます。

記

## 1. 講習日時・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和8年7月16日(木)・17日(金) 2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。		
会場	フレンド・プラザ大町 大町市大町1601-2		
締切日	令和8年7月6日(月)	定員	64名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

## 2. 申込方法

(1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります)

(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい。)

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのもの又は、はみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限ります。

## 3. 受講料 (消費税含む)

1名 15,400円 [内訳: 本体 14,000円 消費税 (10%) 1,400円]

## 4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「石綿作業主任者テキスト」 ※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 2,090円 [内訳: 本体 1,900円 消費税 (10%) 190円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

## 5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、7月7日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。(郵送料460円ご負担下さい。)

## 6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具(鉛筆、消しゴム)を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは7月9日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意ください。

## 7. 講習時間・科目・講師

月日	講習科目	時間	講師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	関係法令	9:00～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会松本測定所長 労働衛生コンサルタント 大嶋 俊彦
	作業環境の改善方法に関する知識	13:00～15:30	(一社)長野県労働基準協会連合会 化学物質管理専門家 武士 善明
労働衛生保護具に関する知識	9:00～10:30		
	10:30～12:00 13:00～13:30		
第二日目	石綿による障害とその予防措置に関する知識	13:30～16:00	㈱レゾナック・グラフィイト・ジャパン大町事業所 産業医 医学博士 松澤 幸範 氏
	修了試験	16:00～17:00	
	修了式	17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

## 8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」等の助成金が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

**長野労働局職業安定部 訓練課 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。(助成金に限る)**

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注:必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

## 9. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。